

安平町スポーツセンター(本館)
及び早来公民館(町民センター)
指定管理者募集要項

令和6年10月

安平町教育委員会

安平町では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、安平町スポーツセンター条例（平成 18 年安平町条例第 171 号）及び安平町公民館条例（平成 18 年安平町条例第 159 号）の規定に基づき、安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）を一体的に管理することにより、施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営を行うため指定管理者を募集します。

この要項は、基本的な事項を記載しています。詳細については、仕様書を参照してください。

1 施設の設置目的

- (1) 安平町スポーツセンター（本館）は、安平町スポーツセンター条例に基づき、町民の生活文化の向上に寄与し、心身の健全な発達及び体育の普及振興を図ることを目的に設置しています。
- (2) 早来公民館（町民センター）は、安平町公民館条例に基づき、社会教育法で定められている、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置しています。

2 施設の概要

【安平町スポーツセンター（本館）】

- (1) 所在地 勇払郡安平町早来北進 102 番地 5
- (2) 建物・敷地
 - ①アリーナ 鉄骨造 2 階建 延床面積 6,137.73 m²
 - ②町民プール 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 2,121.94 m²
 - ③敷地面積 11,880.80 m²
- (3) 開館期間、休館日及び使用時間
安平町スポーツセンター条例をご確認ください。
- (4) 施設の概要
 - ①アリーナ アリーナ (2,289.75 m²)、トレーニング室 (1 階 113.60 m²、2 階 170.40 m²)、シャワー室、研修室、橋本聖子選手展示ホール、事務室
 - ②町民プール 一般プール (25m・5 コース・水深 1.3m)、中プール (7.25m×15m・水深 80cm)、幼児プール (25.50 m²、水深 40cm)、ジャグジー (6.15 m²)、採暖室 (17.50 m²)、更衣室、シャワー室、監視員室兼事務室 (57.95 m²)、ミーティング室 (1 階 42.70 m²・2 階 106.75 m²)
- (5) 利用料金 安平町スポーツセンター条例をご確認ください。

【安平町早来公民館（町民センター）】

- (1) 所在地 勇払郡安平町早来北進 102 番地 4
- (2) 建物・敷地 鉄筋コンクリート 3 階建 延床面積 3,515.40 m²
敷地面積 9,227.34 m²
- (3) 開館期間、休館日及び使用時間

安平町公民館条例をご確認ください。

(4) 施設の概要

- ① 1階 体育館 (605.55 m²)、小浴場 (39.02 m²)、大浴場 (65.93 m²)、更衣・脱衣室 2室 (66.33 m²)
 - ② 2階 事務室 (27.65 m²)、調理実習室 (61.54 m²)、研修スペース (103.24 m²)、会議室 2室 (183.62 m²)、エントランスホール
 - ③ 3階 居室 20室 (280.34 m²) 乾燥室 2室 (46.97 m²) 洗面 2室 (25.89 m²)
- (5) 利用料金 安平町公民館条例をご確認ください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の使用許可及びその取消し等に関する業務
- (2) 安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の維持管理に関する業務
- (3) その他安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の管理運営上必要と認める業務

4 指定管理者の管理の基準

- (1) 地方自治法、地方自治法施行令、安平町スポーツセンター条例及び同条例管理規則、安平町公民館条例及び同条例管理規則、その他関係法令を遵守するとともに公平性の保持、安全性の確保に努めた管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対し適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た個人に関する情報を守秘すること。

5 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)とします。指定期間は、安平町議会の議決を経て正式決定となります。ただし、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年安平町条例第22号)第15条第1項の規定により、管理の適正を期するために行った必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、当該期間内であってもその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定を受けた者は、自己の責任と負担において、令和7年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように、人的・物的体制を整えなければならないこととします。

6 指定管理料の上限額

町が指定期間中に支払う指定管理料の総額は563,972千円とし、各年度については、次に示す額を上限とします。

年 度	指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和7年度	110,095千円
令和8年度	114,358千円
令和9年度	114,147千円
令和10年度	111,628千円
令和11年度	113,744千円

なお、この上限額は予定金額であり、実際の額は、指定管理者と協議の上、年度ごとに協定で定めます。

7 利用料金等収入の取り扱い

指定管理者は、施設の利用料金を収入として収受し、事業の充実に資する目的に使用することができます。なお、利用料金の額は、条例または規則に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定めるものとします。また、自主事業による収入は、指定管理者の収入とします。

なお、町長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

8 自主事業の提案について

指定管理者は、仕様書に定める業務のほかに、自主事業を行うことができます。施設の魅力を高め、利用率向上、実利用者数増等につながるような事業を提案してください。ただし、自主事業の実施においては、次に掲げる点に留意してください。

- (1) 自主事業の内容は、当該施設の設置目的に沿ったもので、一般利用者等の利用を妨げないものに限ります。
- (2) 自主事業の実施にあたっては、事前に町の承認が必要となります。
- (3) 自主事業で各種講習会や講座等を実施する場合において、受講料や参加料等を参加者から徴収することはあげませんが、公の施設であることを考慮の上、適正な料金の設定を行ってください。
- (4) 提案する収支計画書において、町が支払う指定管理料の縮減のために、自主事業による収入を充てることができます。
- (5) 自主事業に要する経費は全額指定管理者の自主財源で賄わなければなりません。
※提案する収支計画書において、自主事業に係る費用を計上することはできません。

9 災害発生時の対応等について

当該施設が避難所等として開設されることとなった場合は、指定管理者は町に協力

するものとし、必要な対応をとるものとしします。

10 第三者への委託

当該施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託することは認められません。管理運営上、委託を行える業務は、施設及び設備の保守点検・清掃等で、委託を行う場合は事業計画書にその旨記載し、収支計画書に必要な経費を計上してください。なお、管理基準等に関する細目は、協議により協定書を締結します。

11 監査について

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき、安平町監査委員等による監査が行われる場合があります。この場合、指定管理者は協力するものとし、必要な対応をとることとします。

12 指定管理者の指定・協定書までの流れ

公 募 手 続	日 程
募集要項の公表	10 月 7 日 (月)
募集要項に対する質問の受付	10 月 7 日 (月) ～10 月 18 日 (金)
説明会の開催	10 月 23 日 (水)
申請書類の受付	10 月 7 日 (月) ～11 月 8 日 (金)
書類審査・プレゼンテーション	11 月中旬 (予定)
選定結果の通知・公表	選定後
町議会による指定議決	12 月 (予定)
指定管理者の指定	議決後
協定の締結 (基本協定・年度協定)	令和 7 年 1 月以降 (予定)

13 申請資格

- (1) 令和 5、6 年度の安平町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 指定期間中、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行し、安全管理体制を有する法人、その他の団体 (以下「団体」という。) であること。個人での応募はできません。
- (3) 北海道内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。なお、ここでいう「本店又は主たる事務所」とは、登記上の本店または主たる事務所とする。
- (4) 団体の役員 (法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者) が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない団体。
 - イ 破産者で復権を得ない団体。
 - ウ 申請書類提出時点において、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項 (同項を準用する場合を含む。) の規定により、安平町における

一般競争入札等の参加を制限されている団体。

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受け、その取消しの日から 5 年を経過していないこと。

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる団体。

カ 安平町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。

ク 納税すべき税（法人税、消費税等関係する税）を滞納している団体。

(5) 共同事業体による応募

ア 複数の団体により構成された共同事業体による応募もできるが、同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。また、単独に応募した団体は、共同事業体の構成団体となることはできないものとします。

イ 共同事業体で応募する場合は、代表団体を定めることとします。

ウ 共同事業体で応募する場合は、各構成団体が応募資格を満たしていなければなりません。

14 申請方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 事業計画書（様式第 2 号）

ウ 収支計画書（様式第 3 号）

エ 定款または寄付行為及び登記全部事項証明書（法人以外の団体の場合は、規約、役員名簿等） ※発行後 3 か月以内のもの

オ 貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録またはこれらに相当する書類 ※直近年度

カ 役員名簿

キ 営業（事業）報告書またはこれに相当する書類 ※直近年度

ク 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かるもの

ケ 納税証明書等 ※発行から 3 か月以内のもの。直近 1 年間。

(ア) 国税 国税官署（税務署）発行の納税証明書

・法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 都道府県税 都道府県発行の完納証明書（未納のない証明）

・本社または本店及び委任先営業所が所在する都道府県民税、法人の事業税

(ウ) 市区町村税 市区町村発行の完納証明書（未納のない証明）

・本社または本店及び委任先営業所が所在する固定資産税、市区町村民税（特別徴収分）、軽自動車税、法人市町村税

- コ 類似施設等の管理実績がある場合は、その実績を記載した書類
- サ 共同体で応募の場合は、共同体結成協定書またはこれに相当する書類

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 7 部

なお、副本については、添付書類も含め複写したもので結構です。

(3) 留意事項

ア 申請書類は、原則として全て縦型 A 4 版で作成し、「14 申請方法 (1)」に記載されている順序で左綴じし、正本 1 部にインデックスを貼り付けてください。

イ 申請書類の提出後、原則として内容の変更・追加はできません。

ウ 申請書類等著作権は、申請者に帰属します。ただし、町で指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類は返却しません。

エ 指定管理者に関する情報公開について、町に対して公開請求があった場合は、透明性確保の点から提出された書類を公開する場合があります。

オ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

カ 町が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(4) 申請書類の受付

ア 申請期間・時間 令和 6 年 10 月 7 日 (月) ~ 11 月 8 日 (金)
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分まで

イ 提出場所 安平町教育委員会社会教育グループ
(勇払郡安平町早来大町 95 番地安平町役場総合庁舎内)

15 募集要項に関する質疑について

令和 6 年 10 月 7 日 (月) ~ 10 月 18 日 (金) までの間、任意様式の質問書をご持参するほか、電子メールまたはファックスでも質問書を受け付けます。電話での質問は受け付けません。

受け付けしました質問書は、10 月 23 日 (水) の説明会で回答します。

電子メール : sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

ファックス : 0145-29-7030

16 現地説明会について

下記のとおり説明会を開催します。申請予定の法人等は必ず出席してください。説明会に欠席の法人等は申請することができません。

※共同事業体での申請を予定している場合、共同事業体を構成する予定の全ての法人等が説明会に出席していることが必要です。

(1) 日 時 10 月 23 日 (水) 午前 10 時から 1 時間程度

(2) 場 所 安平町スポーツセンター本館 2 階 研修室 1

17 指定管理者候補者の選定方法と選定基準について

(1) 選定方法

指定管理者の選定については、指定管理者選定委員会において申請者にプレゼンテーションを行っていただき、本施設の管理を行なうにあたり最も適していると認められる団体を指定管理者の優先交渉権者として選定します。

(2) 選定基準

指定管理者の候補者の基準は、次のとおりとします。

選定基準	配点
1 利用者の平等が確保されるものであること ・施設の平等な利用の確保についての具体的な対策（3点） ・利用者の苦情等への対応方法（3点） ・利用者の意見・要望等の把握の方法（4点）	10点
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること ・当該施設の利用向上の具体性（6点） ・新たなサービスまたは自主事業の提案（6点） ・地域やボランティア等との協働・連携に向けた方策（4点）	16点
3 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有するものであること ・団体の組織体制や専門的な知識及び技術を要する職員をはじめとした人員配置の確実性、管理業務の適切性（5点） ・人材育成等の取組や業務開始に向けた計画の整備（5点） ・同種の施設管理業務の実績（6点）	16点
4 収支計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・経費削減の取組の実現性（6点） ・利用料金や自主事業による収入確保の実現性（6点） ・収支計画の積算基準の明確さ、全体経費の縮減（4点）	16点
5 施設設置の目的が達成されること ・業務遂行のための管理運営方針の適切性（6点） ・具体的な達成目標の実現性（6点）	12点
6 施設管理の安全性や利用者への適切な対応への配慮が十分なされていること ・業務に関する安全対策や職員研修の内容（6点） ・緊急時の組織連絡体制等の対応（4点）	10点
7 団体の運営実績、効率的運営への取組及び法令等の遵守状況に問題はないこと ・団体の経営状況の安定性、運営の効率性（5点） ・施設の条例、個人情報保護条例ほか関係法令の理解、措置の適切	10点

さ（5点）	
8 本町あるいは地域の発展のため、事業協力や雇用など地域貢献に努力していること ・一部業務を再委託する場合の地元への配慮（5点） ・地域住民の雇用や地元からの資材等の調達（5点）	10点
合 計	100点

18 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された場合、指定管理者として指定する議案を、地方自治法第244条の2第6項の規定により安平町議会に提出し、当該議決の後に指定管理者として指定します。

ただし、町議会の議決を得るまでに、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事案が生じたときは、候補者として付議しないことがあります。

なお、町議会の議決が得られなかった場合においても、申請者が申請に関して支出した費用等については一切補償しません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、町と指定管理者との間で指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

19 町と指定管理者の責任分担

指定管理者と町との責任分担の詳細については別途協定書で定めませんが、基本方針については次のとおりとします。

項 目	内 容	負担者	
		町	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる		○

	管理業務の中断等		
需要変動	需要変動による収入の減		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設等の損傷等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備・備品の損傷に伴う修繕又は購入費用の増加及びそれに伴う事業の中断		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷に伴う修繕又は購入費用等で1件 30 万円以上のもの（経年劣化含む。）	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷に伴う修繕又は購入費用等で1件 30 万円未満のもの（経年劣化含む。）		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷や、これに伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	協議事項	
減免による利用料金収入の減少	減免利用者が大幅に増加した場合や、減免対象者が拡大された場合	協議事項	
	それ以外のもの（実績をもとに減免額を見込む）		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継コスト	施設運営の引継ぎに必要な費用		○

注1 この表に定める基準によりがたい特別の事情がある場合又はこの表に掲げる事項以外のリスクが生じた場合は、町と指定管理者が協議して分担を決定するものとする。

注2 特別な事情とは、通常の前想の範囲を超えた物価変動等を指し、町と指定管理者が協議して指定管理費の変更を行うことができるものとする。

20 安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）収支状況について

別紙のとおり。

21 問合せ先

安平町教育委員会社会教育グループ

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町 95 番地

T E L : 0145-29-7036

F A X : 0145-29-7030

e-mail : sk-kyouiku@town.abira.lg.jp